

# 第21回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

## 第 2 1 回 和光市 農業委員会 総会 日程

平成 2 8 年 3 月 2 8 日 (月曜日) 午後 2 時 0 0 分開会

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 開 議
- 日程第 3 議事録署名委員の指名 2 番 畑中昭二委員 3 番 加藤親次郎委員
- 日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請承認について  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請承認について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 4 - 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について  
て  
議案第 4 - 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について  
て
- 日程第 5 協議事項 ① 4 月の農業委員会総会の日程について  
② 平成 2 8 年度農産物共進会実行委員会委員及び 2 0 1 6 和光市民まつり実行委員の選出について  
③ その他
- 日程第 6 諸報告 ① 会長専決  
② 平成 2 8 年度農業関連予算の説明について  
③ その他
- 日程第 7 閉 会 午後 3 時 4 0 分

出席委員（11名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	6番	加山和義君
7番	齋藤定男君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

---

欠席委員（なし）

---

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆様、こんにちは。

それでは、第21回和光市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は年度内最後になりますが、1年間、委員の皆様方にはいろいろとご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、会長よろしく願いいたします。

○柴崎会長 こんにちは。

先日の都市農業推進協議会の講演、皆様ご出席いただきまして誠にありがとうございました。講演を聞いたところによりますと、流れとしては、この間説明があったように、多少、全般的な都市農業に関して緩和されるのではないかということを感じました。ありがとうございました。

それから、3月の今年度最後の総会なんですが、農業委員会の事務局は特に人事異動がないということです。局長が市民環境部の次長ということで昇進されました。また菅野さんは主事から主任に昇進されたということなので、おめでとうございます。

それでは、第21回農業委員会総会を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 議事録署名委員ですが、2番の畑中昭二委員、3番の加藤親次郎委員をお願いいたします。

---

◎提出議案

議案第1号 農地法第3条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 議案第1号につきましては、A委員の親族が申請人となっております。

和光市農業委員会会議規則第10条に、農業委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないと、議事参与の制限が定められています。このため、当議案の採決が終わるまでの間、A委員の退席をお願いいたします。

(A委員退室)

○柴崎議長 それでは、補足説明をお願いいたします。

○事務局(青木) それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

本案件は、農地法第3条の許可申請でありまして、農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を行う場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第3条は、市町村の農業委員会が許可権者となりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

今回の案件は、市内農業者のBさんが譲受人であります。譲渡人のCさんが所有する農地の所有権を移転するという内容の申請となっております。

本案件について、許可要件と照らし合わせていきますと、まず、譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかという要件ですが、3月16日に石田会長代理とともにBさん及び世帯員の方が所有されている全ての農地を調査しましたが、違反地、不耕作地はありませんでした。こちらにつきましては、後ほど写真を回しますのでご確認ください。

次に、農機具の保有状況としましては、耕運機1台、防除機2台、モーター1台、軽トラック1台を保有しております。

労働力としましては、譲受人であるBさんご自身は、年間従事日数60日、譲受人の父が150日、母が150日、祖母が50日という形で農業に従事されております。

農業の技術面についてですが、Bさんご自身の農業従事歴が5年、父が34年、母が25年、祖母が66年となっており、皆様長年耕作しておりますので問題ないと思われま

す。写真を今見ていただきまして、全て耕作されている状況が分かると思いますので、全部耕作要件や農業技術につきまして問題ないと考えられております。通作距離としましても、ご自宅から申請地までは1キロ圏内に位置しており、問題ないと思われま

す。続いて、譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件についてですが、世帯員として年間150日以上従事している状況ですので、問題ございません。

次に、下限面積の要件についてですが、下限面積というのは、新たな農地を取得しようとする者、つまり、譲受人及び世帯員が既に所有している農地と新たに取得する農地の面積の合計が5,000平米以上に達しなければならないというものですが、譲受人は現在既に4,345平

米を所有、耕作しており、今回の土地を合わせて5,306平米となりますので、問題ございません。

最後に、地域との調和要件ですが、申請地は譲受人が所有している農地に近接していて、5月には長ネギ、7月には人参を定植播種する予定にしており、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障を生じさせるような問題は特に起こらないと思われま

す。これらの点を踏まえまして、全て3条の要件を満たしているものと思われま

す。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

現地調査を石田代理が行っておりますので、報告していただきたいと思いま

す。

○石田委員 先日、事務局と一緒に確認しに参りました。写真のとおり全てきれいに管理されて

いて、特段問題ないと思いま

す。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、皆様から質問、ご意見等があったらお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 Bさんは、今、何歳ぐらいなのでしょう

か。

○柴崎議長 事務局。

○事務局(青木) 少々お待ちください。

○加藤委員 一応、余り年齢がいないと、資金面でどうやって資金を調達するのか、そ

このところをちょっと確認したいので。

○事務局(青木) 今、24歳になっております。

○加藤委員 幾らになるか分からないけれども、資金調達可能なのでしょうか。

○事務局(青木) 4月からは会社勤めもすることですので、ご自分の名義でローンを組むと

思います。

○加藤委員 分かりました。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思いま

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

それでは、A委員に入っていただきたいと思います。

(A委員入室)

---

## 議案第2号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 次に移ります。

議案第2号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いいたします。

○事務局(青木) それでは、補足説明させていただきます。

今回の農地法第5条の許可申請は、貸貸人のDさんと賃借人のEさんが貸貸借権の設定を行い、貸貸人であるDさんの自己資金により資材置場を造成し、賃借人であるEさんへ一括貸するために転用するための申請です。

申請に至る経緯についてですが、貸貸人のDさんが89歳という高齢により規模縮小を考えていたところ、戸田市新曽南において主として石材業を営む賃借人が、現在、近年石材の需要が高まっていることと、取り扱い石材の性質上、緊急を要する場合が多く、ストック量や種類を増やさなければ需要に追いつけず、顧客離れにつながってしまうということで、戸田市の借り入れの事業所が利用しつつ、近隣で資材置場を探していることを聞き及び、貸貸人の資金で造成を行う計画で合意し、申請に至っております。

続いて、転用の概要について説明いたします。

申請地は、東側を開口部として、全面開放の幅16メートルの出入り口を設けます。農地と隣接する北側、西側、南側隣地境界は、重量ブロック3段積みの上に高さ1メートルのネットフェンスを設置し、三方を囲います。場内は出入り口から5メートルまでは45センチの厚さで掘削し、碎石を15センチ敷いた後、15センチの厚さでコンクリート舗装で仕上げます。場内全体は5センチの厚さで掘削し、碎石を15センチの厚さで敷き、転圧します。

東側道路境界については、道路安全課と協議し、特段の措置は必要ないとのことですが、前面道路については、隣地の同意に条件がついておりますので、後ほど説明いたします。

賃借人のEさんですが、個人経営で墓石材の卸問屋をしており、主に都内に出荷しております。今回の申請地には、戸田市の事業所で使用している車両の3トンユニック1台、2トントラック1台、フォークリフト1台を移動して使用し、墓石36基や0.15メートル掛ける0.3メートル掛ける0.9メートルの大きさの石材を300本置く予定です。なお、戸田市の事業所には、現在の石材と新たに車両3台、3トンユニック1台、2トンダンプ1台、フォークリフト1台を増車する計画になっております。

続いて、農地転用の許可基準について、本案件と照らし合わせながら説明させていただきます。

まず、申請目的実現の確実性ですが、こちらは他法令との調整は不要であり、計画に係る資金の調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書にて確認しております。

次に、計画の妥当性ですが、今回の申請地の面積は約274平米ですが、土地利用計画図の配置の仕方から妥当な面積と考えられます。

次に、周辺農地、生産条件への影響ですが、隣接する農地は北側と南側に同じ所有者となりますが、万能鋼板を設置しない予定であり、周辺の営農には影響は少ない見通しです。

用排水や公衆衛生等への影響ですが、水道やトイレの設置は行いませんので、公衆衛生等に与える影響は少ない見通しです。

次に、計画から派生する被害防除についてですが、誓約書において、計画どおりの利用を誓約しております。

隣地農地所有者についてですが、北側と南側にFさんが所有しておりまして、Gさんの息子さんに当たりますが、3つの条件を付して同意しております。要約いたしますと、1つ目が鋼板を設置しないでほしい、2つ目が前面道路は舗装されておらず、トラック等の通行で壊さないでほしい、3つ目が境界を明確にしてほしいという3点になっております。こちらにつきましては、会長と相談した上で賃貸人、賃借人双方が3点について遵守する内容を網羅した確約書を提出しております。

次に、農地区分についてですが、農地法施行規則第45条第2号の宅地化の状況から見て、第3種農地の場合における住宅等または公共施設等が連担している程度に達する区域に該当することが見込まれ、市街地からおおむね500メートル以内で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるという状況であり、転用可能な第2種農地と判断することが可能です。

説明は以上となります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案は参考人の方に来ていただいておりますので、入っていただきたいと思います。

(参考人入室)

○柴崎議長 賃借人Eさん、賃貸人Dさんの代理人といたしまして、Hさんにおいでいただきました。

Hさん、本日はどうもご苦労さまです。

○参考人(H) 皆さん、よろしくお願いします。本日はありがとうございます。

○柴崎議長 概要を説明していただき、委員からの質問にお答え願います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず説明をお願いいたします。

○参考人(H) 今回、Eさん、東京都のお墓の石材を卸している業者さんなんですけれども、置くものとしては、お墓に関係する、そういったものを置きたいということで私のほうにどこか、和光の取引先の方からこういう同業者でこういうところを探しているんだけど、何か心当たりないですかというようなお話をいただいたので、早速私のほうで探してみたいんですが、正直なところなかなか見つからなくて、今回、お持ちになっていらっしゃる方のところにお訪ねしまして、正直にこういうところでお貸しいただければありがたいんですよということでお願いしましたら、うちのほうも耕作できていませんで、できればそういう使ってくださいの方がいらっしゃるんだしたら、貸してもいいですよということで、今回申し込みさせてもらったEさんにお話しして見ていただいたら、ぜひここを借りたいと。坪数はそんなに要らないということだったんですが、50坪から100坪ぐらいあればいいと、その間ぐらいあればいいよということだったので、ちょうど見ていただいたらそのぐらいの坪数だったものですから、それでぜひ貸していただきたいということで話をしましたら、今回これで申し込みさせてもらうという形で提出させていただいた次第でございます。

○柴崎議長 それでは、委員の皆さんから質問をお願いいたします。

質問のある方、お願いします。

加藤委員。

○加藤委員 図面で見ますと、何か墓地建築みたいな形になっていますが、これは展示場みたいな形でお客さんを送迎して見せるというようなことはないのでしょうか。

○柴崎議長 Hさん、指名してからお答えください。

Hさん。

○参考人(H) よろしいですか、すみません。卸問屋なものですから、そこにストックして

おくと、石材を。それで、お客さんから注文が来たら、そこから運んで、各こちらに納めさせてもらうという形です。そこで加工するとか、そこで展示してお客さんを呼ぶということはいたしません。

○柴崎議長 加藤委員、よろしいですか。

ほかに質問ある方。ございませんでしょうか。

石田委員。

○石田委員 フォークリフトを置くように書いてあるんですけども、雨ざらしの状態になるんでしょうか、それとも、何か屋根をつけないと、雨でフォークリフトはびしょりになっちゃうと思うんですけども。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人(H) 全く屋根とかそういうのは考えていませんで、雨ざらしです。場所が狭いものですから、ちょっとしかないものですから、そんなに場所がないんですね。

○柴崎議長 よろしいですか。

○石田委員 はい、わかりました。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

加藤委員。

○加藤委員 フォークリフトは、これは電動、それともガソリンですか。電動だと動力引かなきゃならないから、電気が必要になってくると思うんですが。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人(H) 電動というんでしょうか、何ていうんでしょうか、人が乗って動かすやつです。

○加藤委員 それはわかりますけれども、それは電気で充電して使うのか、充電して使うということは電灯線が必要で、充電設備が必要だと思う。

○参考人(H) いや、もう、その予定はありません。ですから、ガソリンですか。

○柴崎議長 ガソリンのフォークリフトということでよろしいんですか。

○参考人(H) ええ。あそこは電気も通っていませんし、水道も通っていませんので、はい。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

吉田委員。

○吉田委員 確認なんですけれども、その墓石の形はもう、ちゃんとお墓の形でここに並べておくということでよろしいですか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人(H) 違います。石で持ってきます。だから、石材屋さんが運んで加工するなり、一番多いのはやはり大谷石、栃木県で切り出された大谷石、お墓の下の土台の部分が雨ざらしになっちゃいますけれども、それとか、福島県の白河石というのがあるらしいんですが、そういうのを斜めに立てかけてずっと並べておくということです。ずっとそこに置くわけじゃないので、注文があったら、すぐトラックで運んじゃうという形です。一時ストックだけです。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 じゃ、部分的に台座の部分と上の部分と別に置いておくということで、お墓と同じような形に並べて置くということじゃなくて、部分的な部品ごとに並べておくと。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人(H) そうです、そうです。余り高価なものは置かないと思います。あそこはやはり、よく取引先の方から、下新倉は盗難が多いよということをちょっと聞かされているらしくて、高価なものは置きませんということです。

○吉田委員 はい、わかりました。

○柴崎議長 ほかに質問のある方。ございませんか。

今、下新倉は盗難が多いと言われたんですが、これを見ると入り口とかに何も、入り口は開放したままなんですか。

○参考人(H) いや、簡単なチェーンは設置予定です。

○柴崎議長 チェーンですか。

○参考人(H) そうそう、上げたりおろしたりするのありますね、よく、駐車場で、一般家庭でも。あの程度のものしか置きません。

○柴崎議長 それは要するにやるわけですね。これ、図面上は何も書いていないけれども。

○参考人(H) はい。それだけやるんですね。だから、お隣の方にも、もしあれだったら、ぬかるみで野菜をつくるのが大変だというんでしたら、そこへ置いても構いませんよという話は一応、使ってくださいというお話はしてあります。

○柴崎議長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 確約書は隣地の方と一応取り交わしたということなんですが、その辺のところはちゃんと守っていただけますか。

○参考人（H） はい。

○柴崎議長 鋼板を設置しないということを、前面道路を壊さないようにするということと、境界を明確にするということですね。その遵守はお願いいたします。

○参考人（H） はい。私もよく知っている方なので、本当にこれからも仲よくさせていただきたいなと思っております。

○柴崎議長 完了検査が終わってからまたつくるといことはありませんね。

○参考人（H） ないです。もともとそういうことを考えていなかったんですが、どうも取引先の方に下新倉五丁目、六丁目あたりは盗難が多いよと、気をつけたほうがいいよとおっしゃったので、行く行くは考えなければいけないのかなという話をされたら、こういうあれだったので、本当はただ、そんなお墓の石なんか持っていく人いないよと本人は言っているんですよ。その予定はありませんということです。

○柴崎議長 じゃ、その辺しっかりお願いいたします。

○参考人（H） はい。

○柴崎議長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○柴崎議長 それでは、ないようなので本日はどうもご苦労さまでした。

（参考人退室）

○柴崎議長 それでは、この議案に関しまして、何かご意見とかあったらお願いいたします。

よろしいですか。いきさつを言ったほうがよろしいので、事務局で説明してください。

○事務局（青木） では、補足説明させていただきますが、この案件が出てくる前に、隣地所有者のGさんが窓口にいちゃいまして、Hさんから隣地同意書を送ってきたけれども、隣地同意できないという旨の相談だったんですけれども、Hさんのほうで何か名前を書いて印鑑を押しておけばいいよというような隣地同意書の持っていく方をしたみたいで、詳しい説明がなかったということと、目的なんかも入ってなかったということで、あと、隣地のDさんも面識が全くない、板橋に住んでいる方なので、面識がないというところで同意はできないということで、不同意書でもいいですかという相談だったんですけれども、それを県に相談しましたら、同意書が不同意とか添付がない場合、どうなるんですかという形で聞いたんですが、それをもって不許可相当とはできないという形でしたので、法定添付書類には入っていないという形ですので、隣地同意書がないという形でそれをもって不許可相当にはできないということでGさんにお話ししましたら、こういう形で条件をつけて同意したとい

う形になりまして、Hさんも最近、工事完了検査後にちょっと現場がつけ足して工事してしまったり、そういった部分が見受けられたので、ちょっと信用性が薄いかなというところで確約書を賃貸人と賃借人と両方からとったような形になっております。

○柴崎議長 最初、鋼板をつけるとかという計画だったらしいんですけども、それで隣地同意書を得なくても、県は許可になるかもしれないけれども、いずれまたトラブルとか発生しちゃう可能性があるんで、和光市の農業委員会といたしましては、それではちょっと許可できないということで、Hさんに確約書を提出してもらいました。これが簡単ないきさつなんですが、説明だけしておきます。

ほかに質問とかご意見あったら、お願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 今のお話で、そういう話は先に説明をしていただいたほうがよかったのかなというふうに思うし、埼玉県がどうのこうのじゃなくて、和光市農業委員会として判断して、埼玉県が許可おろす分には別にいいけれども、ちゃんと和光市農業委員会でそういうことを話し合ったということが残らないとおかしいと思うので、今の話は本当は先に話をしてもらって、それについてみんなで協議をして、その後に参考人を呼んでいろいろな話を聞いたほうがよかったのかなというふうに今思っているんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○柴崎議長 そうですね、ちょっとこれに関しては、今回隣地同意が得られなかったら否決してもいいつもりではいたんです、私個人的に。でも、一応Hさんが鋼板を設置しないということで隣地同意が取れたので、それではいいでしょうということで、議案に上げました。今言われたことは確かに先に説明したほうがよかったのかもしれないですね。

○吉田委員 先ほど事務局からHさんが今までそういう業者だという、ある程度のレッテルを張っているわけじゃないですか。それを後から説明するより、やはり先に言ってやらないとちょっといけなかったのかなという。今、簡単に終わっちゃったけれども、やはりそういうのがあれば、違うことだって言ったり。埼玉県ではそういうのはなくてもおろすよと言ったって、和光市ではきっぱりとそういう周りの農家の人がだめだという意見があったら、それに沿ってやらなきゃいけないし、それを無理やり納得させるような、そういう周りのせいにしてはいけないし、後々農業委員会で許可したからこうなっちゃったんだよと言われても、それってどうなのかなと思うんですけども。

○柴崎議長 説明順番が悪かったことに関しては今後気をつけます。

○吉田委員 わかりました。

○事務局（青木） 申し訳ございませんでした。今後十分気を付けます。

○柴崎議長 畑中委員。

○畑中委員 今、Hさんの質疑応答の中に、ちょっと私が1つ気になったことが、下新倉五丁目、六丁目は盗難が多い、盗難が多いということを何回も言っていましたので、これはちょっと言い方を変えれば、もし盗難が起きた場合は、じゃ、囲いますよという、答弁のやりとりだけだったと思うんですけども、そういう現状は確かに下新倉で盗難とかそういうことが多い、これも現実問題ある中で、そういう言い方をして、もし万が一この石材屋さんで盗難が起きました、じゃ、今度はどうしてもフェンスをしたいということはないのでしょうか。今ちょっとHさんの言い方で、五丁目、六丁目は盗難が多い、盗難が多いと何回も言っていましたので、そうなった場合、もし起きた場合に、起きてしまったのでつけたいと申し出た場合はどうなるのでしょうか。

○柴崎議長 高橋さん。

○事務局（高橋） その件に関しましては、事務局としても事前に懸念をしております、まずGさんと協議をしていただきたいということで、Hさんをお願いしました。もともとHさんが持ってきた利用計画図というのは、周りに鋼板を立てる予定があるというもので、半年か1年先ぐらいに鋼板を設置する予定だというお話だったんですね。ただ、Gさんのほうは、鋼板を設置されることに同意はされていないということで、許可がおりたからといって、その先、鋼板を設置するというのは、それはこちらとしては認められませんということは申し上げました。

それで、その上で確約書にも、Gさんの隣地同意書をまず遵守していただくということを1つ入れていただいたのと、それから、許可後にもし計画変更が起こり、そういった例えば鋼板等何か設置をされたい場合には、必ず事前に隣地同意のGさんと協議をしていただいて、Gさんの同意を得てからそういうことをやっていただくという形をお願いもしてあります。Gさんにも事務局でお話をさせていただいて、そういう形で確約書もご提出いただいていますということを改めてご説明して、現段階ではGさんもお納得いただいたので、今回、大丈夫かなという形で議案として上げさせていただいた次第です。

○柴崎議長 よろしいですか。

○畑中委員 ただ、どうしても可能性はある気がしますね。その場合、もし盗難が起きた場合、もしフェンスをやればその可能性がなかった、防げたとかと言われた場合、そうなった場合にちょっとごたごたするのがありますし、そういうGさんのほうでそれだけ懸念されている

部分があるようでしたので、ちょっとHさんの鋼板とかたびたび問題になっていますので、ちょっとそれをお聞きしたかったんです。

○柴崎議長 質問、ご意見あったらお願いします。

吉田さんありますか。

○吉田委員 別に農業委員会として許可が出て、それが県にスムーズに通るようにやるという仕事をしているというわけじゃないですよ。

○事務局（青木） そういうわけではないです。

○吉田委員 今まで話をずっと聞いていると、何かスムーズに県が通るような形で全部やりとりして、いろいろな方法を持って行って、そういう業者の人たちの手助けをしているみたいと思うんですけれども。

○事務局（青木） 今回の件は、隣地所有者が不同意であっても県では不許可相当にはならないとは回答がありましたけれども、和光市農業委員会としては不許可になる可能性は大いにありますということで、最初の前提で説明はしておりますので。

○柴崎議長 難しい。ただ、これから県がいいからいいというんじゃなくて、やはり和光市農業委員会としても周りの状況を判断して、それで判断していこうと思っておりますので、その辺のところはご協力のほどお願いいたします。

ちょっと、こここのところずっと何か県の判断に従っていたところがあるので、きちんとした判断をお願いします。

加山委員。

○加山委員 添付書類の中の誓約書と確約書と出ていますよね。この中身はどの程度違うんですか、内容的には。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（青木） 読み上げるような形でよろしいでしょうか。

誓約書というのは、下記の地を資材置場の目的をもって農地法第5条の規定による許可申請をしましたが、転用許可が得られました暁には、申請目的どおり行うことを誓約いたします。また、本件につき問題が生じた場合には、一切当方の責任において解決を図り、市当局に対しご迷惑はおかけしませんというものが賃借人と貸貸人両方から、埼玉県知事と和光市農業委員長宛に提出されております。

今回の確約書の内容ですけれども、和光市新倉七丁目\*\*\*\*-\*、\*\*\*\*-\*を資材置場として利用するにあたり、下記のとおり確約いたします。記、1、通行、近隣農地及び

耕作者に迷惑をかけない、2、農地法第5条の許可申請に伴い、隣地農地所有者が示した条件を遵守する、3、建築物は建設しない、4、許可後に鋼板の設置等、申請内容と異なる工事が必要となった場合には、必ず事前に隣地農地所有者と十分に協議をし、同意を得てから実施する、5、車両の通行により道路を破損した場合には、市に報告した上で自己の責任において速やかに復旧する、6、問題が生じた場合には、行政側の指示に従い、速やかに対処するというような内容で賃借人と貸借人から和光市農業委員会会長宛に提出されております。こちらが確約書です。

○柴崎議長 加山委員。

○加山委員 この行政側というのは、農業委員会を示しているということによろしいんでしょうか。

○事務局（青木） そうですね。畑の関係の場合は農業委員会で、道路とかの場合ですと道路安全課、建築の関係だと建築課と、それぞれの担当部署にという形で意味しております。

○柴崎議長 加山委員。

○加山委員 そうすると、今問題になっているのは鋼板の設置の可能性があるということですよ、多少なりとも。今の内容ですと、当事者同士が同意を得なければということですよ。Gさんからすると、トラブルの原因を抱えるということですかね。トラブルをGさん自身が、この当事者同士で同意を得るといって、当然そこでトラブルになりますよね。そういうことですよ、考え方は。そうした場合、やはり行政というか農業委員会、この場で決定を出したことが将来、ある程度懸念されるのかな、あるいはそういうトラブルが起きた場合、農業委員会はそこにまた間に入って調整が可能であれば、またここで出す結論が変わってくると思うんですけども。その辺はどうでしょうか。

○柴崎議長 そうなんですよね、法律的には。農地法の許可がおりたら、農地法の手から離れます。でも、離れても、やはりフォローとかはしないとまずいと思うところがございます。

○加山委員 わかりました。

○柴崎議長 加藤委員。

○加藤委員 今の聞いてみますと、将来的にはフェンスをつけるような感じですか、そういうのが発生しそうな予感がするんですが、完全に鋼板を設けないという手はずで、設けるといときは隣地の人と協議が必要ということですよ。

○柴崎議長 そこは、隣地と交わしたから農業委員会もそれは来ますよね。  
事務局。

○事務局（高橋） 農業委員会としては、先ほどもお話に出ていたように、県から許可がおりて、実際に工事をして、工事完了届を受理するまでというのが農業委員会の役目だと思っております。ただ、その後、基本的には地目変更ができてしまいますので、地目変更を行ってしまえば、特に農業委員会の許可を得ることなく、場合によってはその場所の内容を変更することも理論的には可能となっております。今お話にもあったように、Hさんは今まで計画にない鋼板を設置してしまったり等、いろいろトラブルを起こしている経緯もありまして、そんな中で半年、1年後には鋼板を設置予定だということで、かつ下新倉の付近はかなり盗難も多いということで、今までの傾向からして、その先に鋼板を立てられてしまう可能性はかなり高いんじゃないかなというふうに事務局で判断いたしました。

その工事が終わるまでは鋼板は設置されないと思うんですが、その後、こちらのほうで、その段階で確認して鋼板を設置しないということで工事完了届を受理してしまうと、先ほどお伝えしたように農業委員会の手を離れてしまうというところがあるので、そうすると、こちらとしては事前に説明をしても、どうしてもそれに反することをされてしまう可能性もあるということで、今回、その後のことも含めて確約書に入れていただいて、許可後にそういう計画と異なる工事をする必要が出てきた場合には必ず隣地農地所有者と協議をしていただいて、同意を得てから実施していただくという形で、その農業委員会の手を離れた後もそういうトラブルが起こらないように、何とか対応していきたいなというふうに思ったところではあります。

○柴崎議長 どうですか。

吉田委員。

○吉田委員 Gさんのほうは、そういうことを全部わかっていただいて、最終的には同意していただいたんですか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） 今回、やはりGさんときちんと協議をして、Gさんのご理解をいただいた上で農業委員会の総会に議案としてかけるということが大切だと思いましたので、会長と相談をした上で、Gさんにも十分説明をさせていただいて、かつ、今回こういう確約書を別途ご提出いただくという形で、この内容で確約をしていただきますという形でご理解はいただいて、Gさんもそれでしつらわかりましたということで、当初のGさんの見解とはちょっと異なる形にはなっておりますが、こちらの事務局の対応によってGさんにはご理解をいただいたような形になっております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 ということは、Gさんは農業委員会がそういうふうに関わってくれたので、後々何かあったときには農業委員会がしっかりとまた間に入ってくれるというふうに思っているのかなと思うんですけれども、その辺、事務局はどういうふうに考えますか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） 許可後は農業委員会の手を離れてしまうということではありますが、今回こういう形で事前にGさんとも協議をさせていただいていますし、もし何か問題が発生した場合には、Gさんにご相談いただいたりした上で農業委員会としても対応しなければいけないなというふうには思っているんですが、ちょっと将来的なことになるので、実際どういうトラブルが起こるかということもまだ、いつ起こるかということもわからない部分がありますし、現段階では明確なお答えはできないんですが、もしそういうふうになってしまった場合には、トラブルを防止するような対応は何か検討することも必要かなというふうに思っております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 会長はどうなんですか。

○柴崎議長 事務局と同じです。私と事務局が協議いたしまして、その結果が確約書というか、そこまでだろうということで、まるきり全てだめだということもこちらとしても言えないので、何かいいアイデアがあればいただきたいです、逆に言うと。

○吉田委員 この後、何か問題が起きなければいいですけれども、皆さんの話を聞いていると、疑っている訳ではないですが、問題が起きる可能性が高いのではないのでしょうか。

○柴崎議長 この確約書が出ない場合だったら議案にもかけませんし、上げたとしても、本当に否決というつもりでいたんですけれども、今の状況だと農業委員会としてはこの辺が限度かなという判断なんですけれども。ただ、これから確かに見守っていく必要はあると思います。

事務局。

○事務局（渡辺） Hさんですが、過去においてもそのような点があって、皆様の信用性の部分が少し薄いのかなというところは、事務局でも理解しております。参考人退出後のお話でしたが、今回、皆さんから出た意見につきましては、代理人には事務局を通じて伝えたいとは考えております。そのような審議を経て結果が出たという旨は伝える予定としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○柴崎議長 石田委員。

○石田委員 今後確約書等に、予定外のことをして損害が出た場合には損害を補償するような、そういう形で損害賠償するようなことというのは書けないですかね。そういうのが入ると、農作物に対して損害が出たときには補償しますとかということを明記すれば、またもう少しブレーキがしっかりかかるんじゃないのかなと思うんですけども、そういううまい方法というのはないでしょうか。

○柴崎議長 どうですか、可能なんですかね。

事務局。

○事務局（渡辺） 今回、確約書につきましては、他市のものを参考にさせていただいて、事務局と会長で協議した上で内容をつくり上げたものになります。ですので、基本的には任意の様式のものになります。その内容につきましては、今、石田代理からご意見いただいたものも含めまして、今後は調査・検討を行いたいと考えております。

○柴崎議長 いいですか、はい。

ほかにご意見ございますでしょうか。

加山委員。

○加山委員 誓約書にこだわるわけじゃないんですけども、サインされているのは当事者2人だけなんですか。農業委員会も入っているんですか。その誓約書にサインしていますよね、それは2人なんですか、当事者同士なんですか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） 基本的には貸貸人と借借人から出していただいているような形になりますので、農業委員会としてそのGさんに対して何か誓約しているということはないです。

○加山委員 いや、そういうことじゃなくて、これからブレーキをかけるということであれば、そこに農業委員会長の同じ書類を3人が共通して持てば、そこにもっとブレーキがかかるんじゃないですかね。当事者同士が入っているだけじゃなくて、そこに農業委員会なら農業委員会としてそのサインするとか、立会人でも何でもいいと思うんですけども、そういうふうにして3人の名前が入ることによって、もっと誓約書の重みというものが増すと思いたすがいかがでしょうか。

○事務局（高橋） 確約書には農業委員会会長様ということで、農業委員会の会長宛てに出していただいているような形にはなりますので、農業委員会として関わりがないというわけではないとは思いますが。誓約書のほうにも、埼玉県知事様と和光市農業委員会会長様という

形で書いてはあります。

○加山委員 そうすると、受け取るだけですよね、書類を。受け取るというか、お互いその当事者になるということですよ。そのほうがもっとブレーキがかかるかなという、そういうふうには考えておるんですけれども、個人的な考え方で申し訳ないんですけれども。

○事務局（高橋） 先ほどもちょっとご説明させていただいたとおり、どうしても農業委員会としては工事完了届を受け取ってしまうと、地目の変更ができてしまって、そこから先は指導がしづらくなるという面があります。そうすると、地目がもう畑じゃないのに、農業委員会に指導権限があるのかと言われてしまうこともありますので、その前段階といいますか、それを予防するために確約書という形で農業委員会がちょっと入りづらくなった場合でも、必ず当事者同士で問題が起こらないようにきちんと協議をしてくださいますか、お願いといいますか、トラブルにならないように事前に防止をできたらということで今回、こちらを提出していただいたような形であるんですが、今後、農業委員会として許可後も何か対応を検討したほうがいいんじゃないかという委員さんのご意見があるようでしたら、会長とも相談の上、何かできないかということは検討していきたいなというふうには思っております。

○柴崎議長 加山委員。

○加山委員 私は、やはり農業者のために思えば、農家の方を思えば、確かに今、農業委員会でおかれているものが許可がおりてしまえば、こっちはもう蚊帳の外でしょうという言い方は申し訳ないんですけども、そういう形ですよ。それだと、やはり誓約書を結ぶときとか、そういう肝心なときに名前も入れてもらって、同意している文書の中に農業委員会の当該エリアの会長の名前が入れば、重さがやはり違うし、農家の方もそれだけ、農業委員会はやはり農家のために身近な組織なんだなというか、そういうふうにと考えると、業者に対しても、和光市農業委員会はほかと違うんだなと、もう少し、やはり農家を守っているんだなという、そういう意思表示もできると思うんですよ。

手が離れたからそこまでは介入できないというのはわかりますけれども、だから、離れる前に何とか、やはり誓約書という名前の言葉というのは重いと思うんですよ。ただ、誓約書を取り交わして出しました、半年、1年たったら鋼板が立ちました、ほかのものでまた違う形になりました、それでは済まないと思うんですね。はっきり言って、農業委員会だからこれは通じるかもわからないですけども、和光市の道路安全課だとかほかの部署だったら、誓約書を出して違うことをやったらかなり言ってきますよね、市役所とすると。水道部にし

たって、ほかの建築課にしたって。だから、農業委員会としても誓約書を取り交わすのであれば、やはりそれだけの名前のもので文書というのを作ってもらったほうがいいと思うんですけれども。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） 今まで確約書や誓約書にどういう形で、名前を入れてというところは余り具体的に考えていなかったところがありますので、今後事務局としても会長とも相談した上で、また委員の皆様にもご意見等いただいて、そのあり方といたしますか、内容についても精査していきたいと思っております。

○柴崎議長 ほかにご意見あったらお願いします。よろしいでしょうか。

これから十分見ていくというか、注意していくというか、そういう形でしか今のところできないので、さきほど事務局が説明したように、許可をしたら手を離れるという認識ではなく、許可後も見守っていくということではいかがでしょうか。

では、採決、よろしいでしょうか。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 賛成多数ということで、この議案は承認いたします。

---

### 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○柴崎議長 次に移ります。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（青木） 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

今回の利用権設定は、更新になりまして、借受人のIさんと貸付人のJさんは、現在、平成23年5月2日から5年間の利用権設定を行っております。5月1日をもって期間が満了するため、今回は切りよく期限満了日である平成28年5月1日を開始日として新たに5年間の利用権設定を行うことについてご審議いただくものです。

それでは、農用地利用集積計画の制度についてご説明させていただきます。

農地を耕作の事業に供することを目的として貸し借りする場合には、議案第1号にもござ

いましたが、農地法第3条の規定により、農業委員会の許可を得る必要がございます。しかし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的として、平成5年に農業経営基盤強化促進法が制定され、この法令に基づいて和光市においても、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が策定されております。この基本構想にしたがって実施される農業経営の基盤強化促進事業の一環として利用権設定等促進事業を策定し、この事業により利用権の設定を行う場合には、市街化調整区域にある農地については、農地法第3条の許可を受けなくても無料で農地の使用貸借を行うことが可能となりました。

利用権設定等促進事業によって利用権を設定する場合は、農地法第3条の許可を受けて権利設定を行うことと異なり、50アールの下限面積要件がないなど、権利設定の要件が緩和されているほか、定めた期限が到来すれば自動的に使用貸借が終了し、農地が確実に貸手に返還されます。貸手にとっては農地が返還されない離作料の支払いを求められることがないため、安心して貸すことができる上、借手にとっても貸借期間が明確になることで、安定的な営農計画を立てることができ、市が仲介する形となって契約条件の履行が担保されることから、簡単な手続で安心して貸し借りをを行うことができるものとなっております。

具体的な手続としましては、農地の借手、貸手の申出により、市が農地の利用に関する双方の調整結果に基づいて貸借の内容を先ほどの農用地利用集積計画書にまとめます。その後、市が農業委員会に対して利用集積計画の内容について諮問し、農業委員会の審議の結果、決定を得た場合には市が利用計画を公告し、農用地利用集積計画の定めるところに従って権利の設定の効力が生じることになります。

それでは、利用集積を受ける際の要件について説明します。

要件については、前提として計画の内容が市の基本構想に適合することが条件であり、この点を審査することになります。

まず、1点目は、耕作の事業に供すべき農地の全てについて耕作を行うと認められること、2点目は、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められること、3点目、利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作を行うことができると認められること、4点目、その者が農業によって自立しようという意欲と能力を有すると認められること、5点目が、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいることの5点となります。

今回、権利の設定を受けるIさんは、現在年齢が69歳で年間農業従事日数は300日であります。息子のKさんも年間農業従事日数が300日とともに従事しており、常時従事している

と認められます。そのほか通作距離が1キロ未満という点や息子さんが認定農業者という点、保有機械等の状況から、今申し上げた4点の要件を満たしております。

1点目の所有している農地及び現在利用権の設定を受けている農地の耕作利用状況につきましては、3月16日に地元の農業委員である齋藤委員にご同行をいただき現地を確認していただきました。写真はご確認いただいたと思いますけれども、特に問題はなかったような形であったと思います。

補足説明は以上となります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

齋藤委員に現地調査をお願いしましたが、結果の報告をお願いいたします。

○齋藤委員 現況では特別問題ないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、皆様からご意見、ご質問があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

#### 議案第4-1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第4-1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) 議案第4-1号の補足説明をさせていただきます。

それでは、まず、相続税納税猶予に関する適格者証明申請承認の制度についてご説明いたします。

相続税の納税猶予制度は、市街化区域内農地に限らず農地全般を対象とする制度で、農業

相続人がその土地を引き続き農業を営む場合または特定貸付、先ほどの議案にもありましたが、農業経営基盤強化促進法の規定による一定の貸付を行う場合には、農地評価を超える部分に対する相続税について納税を猶予するものであり、とりあえずは農地評価部分に対する相続税のみを納税すればよしとされるというものになります。

この制度を受けようとする場合にはその旨を税務署に届け出るのですが、その際の添付書類の一つとして、相続税の納税猶予に係る適格者証明書というものがございます。その証明書の発行が農業委員会の業務であるため、このたび本案件の申請者、Lさんより証明書が提出されました。

相続税の納税猶予の特例制度を受けるに当たっては、亡くなられた被相続人と相続人がそれぞれ適格要件を満たしている必要があります。被相続人については、亡くなられた日まで今回の相続地で農業を営んでいたこと、相続人については、相続税の申告期限である被相続人が死亡してから10カ月までに相続した土地で農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められることです。

これらを踏まえてご審議していただきたいのですが、本案件の被相続人、Mさんは、昨年6月21日に90歳で亡くなられております。亡くなられるまでの二、三年間は入退院を繰り返してはいましたが、退院時には作業場で荷づくり等の手伝いをしていました。

相続人のLさんについてですが、8・1調査において年間農業従事日数が平成26年度300日、平成27年度300日間と農業従事しております。

現地の状況につきましては、只今写真回していますので、ご確認いただければと思います。こちらは、3月17日に田中委員に利用状況を確認していただきまして、現在は長ネギ、ホウレンソウ、タマネギなどを作付しており、夏にはトウモロコシを作付するという事で特に問題はございませんでした。

補足説明は以上となります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

現地調査をされた田中委員に結果の報告をお願いいたします。

○田中委員 ただいま回されました写真をご覧いただけたと思うんですけども、現地は健全に耕作されております。現況はすばらしい農地です。

以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

皆さんからご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

#### 議案第4-2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第4-2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第4-2号の補足説明をさせていただきます。

本案件も相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてでございます。

審査のポイントは、先ほどと同様で、被相続人が死亡の日まで今回の相続地で農業を営んでいたこと、相続人が被相続人から相続により取得した農地等について相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も農業を行うと認められるかという2点になります。

被相続人のNさんは、昨年6月30日、90歳で亡くなられています。亡くなるまでの農業従事の状態ですが、8・1調査では、平成25年100日、26年100日農業従事しており、息子や孫に農業技術を指導したり、資金援助等を行っておりました。

相続人のOさんについてですが、朝霞で自動車工場をやっておりますが、会社勤めをされていても納税猶予の適用は受けられるものであります。8・1調査において平成26年度年間70日、平成27年度年間70日間、農業従事しております。

写真をお返ししましたので、現地の状況をご確認ください。

こちらにつきまして、3月16日に齋藤委員に利用状況を確認していただいております。

現在は、タラの木の横にミカンの木を一列定植しており、問題はないように思われます。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

現地調査をしました齋藤委員に結果の報告をお願いいたします。

○齋藤委員 たびたび問題があった土地なんですけれども、今のところ問題ありません。

○柴崎議長 それでは、皆さんからご意見等あったらお願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 1つだけ確認なんですけれども、添付書類でこちらのお子さんのところには遺産分割協議の書類が載っているんですけれども、先ほどのところにはなかったんですけれども、これは先ほどのほうが添付書類が漏れていたのか、こっちにどうしてついているんですか、ちょっとその辺だけ聞かせていただければと思います。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（青木） こちらは相続が登記されているかされていないかという点で、相続が未登記の場合は今回のように遺産分割協議書の写しを添付してもらうことになっております。今回の件は、登記が未登記だったので、遺産分割協議書の写しを添付しております。先ほどの件は、既に登記が済んでいたもので、遺産分割協議書の写しは添付の必要がないということになります。

○柴崎議長 ほかにご意見等があったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 このところは、また皆さんに現地パトロールというか、その辺のところは確実にお願いするようにお願いします。何か特別な書類とかそういうのは出してもらっていないんですよね。やったんですか、やっていないんですか。事務局。

○事務局（高橋） 今回特別な書類は出していただけていないんですけれども、農協さんが代理人ということでご申請いただけていまして、農協さんにも今までの状況、利用状況調査の対象になってしまっていた場所だということを申し上げた上で、きちんと管理がされていなかったもので、今後大丈夫でしょうかということを確認しました。また、利用状況調査のときにきちんとこれは管理されていないと、必ず税務署から3年おきに引き続き農業経営を行っている旨の証明書を提出するように言われますので、その際、もしきちんと管理、耕作・作付がされていないと、農業委員会としてはその証明書を出せなくなってしまいますと。そうすると、さかのぼって利子税等もかかってしまいますので、かなり大変なことになると思いますが大丈夫ですかということで、代理人を通してご本人にその旨伝えていただいたところ、きちんと管理をしていきますということでおっしゃっていただいたので、農業委員会としても、利用状況調査で今までたびたび問題になっていたところなので、これからもきちんと見

守っていきたいと思いますが、ご本人からそのようなお答えがありましたので、まずはしっかりやられるということで、見守っていただけたいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○柴崎議長 以上だそうでございます。

それでは、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

続きまして、協議事項の前に暫時休憩してよろしいですか。

(休憩)

○柴崎議長 それでは、休憩を閉じます。

---

### ◎協議事項

#### ①4月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 協議事項①、4月の農業委員会総会の日程について、事務局よりお願いいたします。

○事務局(高橋) それでは、協議事項1の4月の農業委員会総会の日程についてですが、4月25日(月)もしくは26日(火)を提案させていただきます。開始時刻は、25日(月)の場合は午後2時～、26日(火)の場合は午前9時半～、もしくは午後2時～、場所はいずれも第二委員会室となります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○柴崎議長 25日か26日どちらがいいでしょうか。

(「25日」の声あり)

○柴崎議長 25日だと午後になりますが、大丈夫ですか。

(「いいです」の声あり)

○柴崎議長 では、25日の午後2時でお願いします。

---

#### ②平成28年度農産物共進会実行委員会委員及び2016和光市民まつり実行委員の選出について

○柴崎議長 続きまして、②平成28年度農産物共進会実行委員会及び2016和光市民まつり実行委員の選出について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋） 協議事項2の平成28年度農産物共進会実行委員会及び2016和光市民まつり実行委員の選出について説明いたします。

お手元に資料を配付しておりますので、ご覧いただければと思います。今年も11月に2016和光市民まつりが開催される予定となっております、2016和光市民まつり実行委員会委員1名の選出依頼が来ております。例年、農業委員会から1名の方を市民まつり実行委員として選出しており、選出にあたっては、まず農産物共進会実行委員の委員として3名の方を選出し、その中から1名の方に市民まつり実行委員をお願いする形となっております。農産物共進会実行委員会は7月、8月ごろから始動する予定ですが、市民まつり実行委員会が4月から動き始め、会議へご出席いただく必要があるため、このタイミングでご協議いただくこととなります。

以上、3名の農産物共進会実行委員と1名の市民まつり実行委員の選出をしていただくよう、ご協議のほど宜しく願いいたします。以上です。

○柴崎議長 去年は、石田委員と山田委員と畑中委員にお願いしました。それから、市民まつり実行委員は石田委員にお願いしました。

今年、どなたかやりたい方いらっしゃいましたらお願いします。

石田委員、引き続き市民まつり実行委員をお願いできますでしょうか。経験あるところで。

○石田委員 やりたい方がいらっしゃらなければ、引き受けさせていただきます。

○柴崎議長 よろしいですか。では、石田委員をお願いします。

あと2人ですが、どなたかいませんか。萩原委員どうでしょうか。

○萩原委員 いいですよ。

○柴崎議長 では、萩原委員をお願いします。

○萩原委員 わかりました。

○柴崎議長 もう1人、田中委員いかがですか。

○田中委員 大丈夫ですよ。

○柴崎議長 では、田中委員よろしくをお願いします。

○田中委員 わかりました。

○柴崎議長 では、石田委員、萩原委員、田中委員をお願いします。

よろしく願いいたします。

---

### ③その他

○柴崎議長 次に移ります。

協議事項③その他はありますか。

○事務局（高橋） 協議事項③のその他はございません。

---

### ◎諸報告

#### ①会長専決

○柴崎議長 続きまして諸報告①番、会長専決。

○事務局（高橋） 続きまして、諸報告1の会長専決についてですが、今月の会長専決は、4条の届出が1件、5条の届出が12件となっております。

今写真をお返ししますので、ご確認ください。

（写真回覧）

○柴崎議長 ただいま写真を回しましたが、ご質問、ご意見あったらお願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 では、会長専決は以上とします。

---

#### ②平成28年度農業関連予算の説明について

○柴崎議長 続きまして、②平成28年度農業関連予算の説明について、事務局よりお願いいたします。

○事務局（高橋） 諸報告②の平成28年度農業関連予算について説明いたします。

こちらは、お手元に資料を配付しておりますので、ご覧いただければと思います。

和光市の予算につきましては、3月議会にて議決を経て決定いたしました。農業関連予算である平成28年度の農林水産業費の概要につきまして簡単に説明いたします。

和光市の農林水産業費につきましては、職員人件費を除く農業委員会費と農業振興費の二本立ての予算となっております。農業委員会費関係で4事業、農業振興費関係で4事業という形となっております。トータルで平成27年度予算が1,628万1,000円、平成28年度が1,677万7,000円で、前年に比べてプラス49万6,000円、前年度比が3%増となっております。

具体的な事業名、内容、項目につきましては、農業委員会費が農業委員会運営、それから

農業委員視察研修、農業委員会事務局運営、農地情報管理システムの4項目となっております。農業振興費につきましては、農業振興業務、それから農地環境保全対策、都市農業支援、市民農園管理運営の4項目となっております。具体的内容につきましては、お手数ですが、それぞれのページに記載してありますので、ご一読いただけたらと思います。

以上です。

○柴崎議長 農業予算なのですが、大体例年どおりということによろしいですかね。

もっと増やしてもらいたいんですけども、その辺はお願いします。

予算に関しまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

加山委員。

○加山委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、参考人の総会出席費用弁償、これは払わなくちゃいけないものなんですか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（渡辺） こちらにつきましては、和光市実費弁償に関する条例に、定められております規定の中で、農業委員会で参考人を招致した場合には、費用弁償という形で支出することと定められておりまして、これに基づいて支出している状況です。

○加山委員 出さなくちゃいけないということだね。

○事務局（渡辺） そういうことになります。

○柴崎議長 ほかに何かございましたら。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では、何かございましたら、後でまた事務局に聞いてください。

---

### ③その他

○柴崎議長 続きまして、次、お願いします。

○事務局（高橋） 諸報告③のその他ですが、まず1点目としまして、例年3月の総会において当該年度の活動の点検評価案及び翌年度の活動計画案をご協議いただき、4月から1カ月間、ホームページや農家だよりで公表の上、市内農業者の皆様よりご意見を募ってございましたが、関東農政局より変更の通知が届いております。

具体的には、平成28年度の活動計画については、新様式で6月末までに作成・公表し、7月末までに関東農政局に報告。また、平成27年度の点検評価については、旧様式により6月末までに公表するとともに、活動計画とあわせて関東農政局に報告するよう通知が届いてお

ります。その際、活動計画等に対する地域農業者等への意見の聴取は定めず、かわりに活動を通じて得られた意見を記載することとされました。そのため、来月以降の総会において活動計画及び点検評価について作成した事務局案についてご意見をいただき、公表及び報告したいと思いますので、ご承知おきください。

以上です。

○柴崎議長 27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価案と28年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてなんですが、今、事務局で説明したように、来月、皆様のご意見を伺うということをお願いいたします。

○事務局（高橋） 来月以降ということで、5月か6月ごろの予定だと思います。よろしくお願ひします。

○柴崎議長 今月の協議事項ではなくなるということをお願いいたします。

それでは、次、お願いいたします。事務局お願いします。

○事務局（渡辺） それでは、諸報告、その他の2点目といたしまして、先の平成28年3月の定例市議会におきまして、一般質問で農業委員会関連の質問がございました内容について報告をさせていただきます。

今回の一般質問では、1名の市議会議員から質問をいただきました。お手元に発言通告書をお配りさせていただいております。今回、発言順位2番の金井伸夫議員からの質問であります。こちらの内容についてご報告させていただきます。

発言順位2、農業政策、遊休農地の認定についての内容でご質問をいただいております。

質問の概要といたしましては、遊休農地対策に関しまして、平成24年度から26年度までの期間の利用状況調査において複数回の指導を行った対象地が1万2,876平米あると平成26年の9月議会にて答弁しております。その後、平成27年度の調査における指導状況に関して内容を確認するものとなっております。

これに対しまして、市民環境部長から行った答弁の概要といたしましては、平成24年度から26年度までの期間に複数回の指導を行った対象の中で平成27年度においても対象となったのは、6月の調査で4,235平米、10月の調査で1,490平米であった旨、及びこの対象地を市街化調整区域で区分しました結果を答弁しております。指導対象は前年度から減少している状況ではありますが、今後におきましても、農地の所有者に対して農地の適正な利用の指導に努める旨を答弁しております。

また、これに対しまして再質問を受けておりまして、再質問の内容としましては、今年度

2回の利用状況調査が行われ、指導対象面積が大幅に減少したようだが、その背景と理由をどのように分析しているか。また、指導対象であった農地において転用された農地もあるようだが、農業委員会としてそれをどのように認識しているかなどの要旨の再質問をいただいて、市民環境部長から答弁をしておりますので、報告させていただきます。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

一般質問に関しましては以上でございます。

ほかに事務局、ございますか。いいですか。

委員の皆さんから何かございましたら。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

---

### ◎閉会

○柴崎議長 それでは、長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

これからいろいろ課題とかあるんですが、事務局と一緒に検討していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後 3時40分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年7月1日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 畑中 昭二

署名委員 加藤 親次郎